

令和8年(フ)第4108号

東京都新宿区北新宿3丁目12-3 メゾンド
大久保A 202
債務者 野崎圭一朗

- 1 決定年月日時 令和8年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月4日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年8月4日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2436号

大阪市東成区深江南3丁目22番22-201号、
前住所大阪市東成区大今里2-6-9
債務者 持田 陵介

- 1 決定年月日時 令和8年6月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月5日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年8月28日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第2496号

大阪市西成区玉出中1丁目7番21号
債務者 赤間田彩華こと LI HONGMEI 李 紅梅

- 1 決定年月日時 令和8年6月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月5日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年8月28日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第2665号

大阪府門真市脇田町23番7号 ホワイエアン
ノマエ101号、前住所大阪市住之江区新北島
2丁目1番1-806号
債務者 岩堀 玲奈

- 1 決定年月日時 令和8年6月3日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月5日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年8月28日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第3944号

東京都江戸川区船堀7丁目19-18-401
債務者 佐藤 琴美

- 1 決定年月日時 令和8年6月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年8月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年8月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和6年(フ)第70号

秋田県能代市落合字下大野1番地115
破産者 株式会社R's & Company

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

秋田地方裁判所能代支部

令和8年(フ)第124号

栃木県下都賀郡壬生町幸町一丁目12番9号
松本 荘 203
破産者 伊藤 敏子

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第139号

栃木県宇都宮市徳次郎町1901番地
破産者 大房 明美

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第157号

栃木県宇都宮市上横田町1338番地30 ファミ
リー上横田、前住所栃木県宇都宮市上大曾町
449番地8 カーサー上大曾101
破産者 森 康良

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1794号

千葉県習志野市谷津3丁目1番44-811号
破産者 等々力 護

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2033号

千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街
区41棟306号
破産者 天野 雪男

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第93号

千葉市若葉区小倉台5丁目3番10棟207号
破産者 大久保俊征(旧姓川上)

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第31号

千葉県船橋市中野木1丁目7番4-203号
破産者 松本 彪悟(旧姓石井)

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第62号

千葉県八千代市大和田1005番地9 エーデル
TD202
破産者 吾妻 導子

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第378号

千葉県成田市新田211番地34
破産者 高橋ゆかり

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第13号

岩手県紫波郡紫波町南日詰字京田164番地7
破産者 畠山木材産業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第357号

茨城県水戸市五軒町二丁目1番31号
破産者 丸奥工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第1122号

千葉県船橋市新高根6丁目34番3号
破産者 株式会社アニータ

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1880号

千葉県船橋市葛飾町2丁目372番地 サニー
クレスト西船橋602号
破産者 岡部 明

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2036号

千葉県原市惣社2丁目9番地6 ミューブ
リードB101
破産者 佐藤 江樹

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係